

## 名古屋市における有識者との懇談会の開催について

令和2年1月10日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

公正取引委員会は、従来、全国各地において有識者との懇談会を開催し、当委員会の活動状況等を説明するとともに、各地の有識者と直接意見交換することにより、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てているところです。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、名古屋市における有識者との懇談会を次のとおり開催することとしました。

### 1 日 時

令和2年1月18日（土）10：00～11：30

### 2 場 所

名古屋市消費生活センター10階消費者研修室  
名古屋市中区栄一丁目23番13号

### 3 次 第

- (1) 公正取引委員会の概要
- (2) 意見交換

### 4 出席者

全国消費生活相談員協会相談員  
公正取引委員会事務総局中部事務所長

※ 懇談会当日の取材を御希望の報道機関におかれましては、あらかじめ以下の問い合わせ先に御連絡の上、御自由に会場へお入りください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所総務課 電話 052-961-9421(直通)
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/">https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/</a>